



発行 新潟県

第6号

令和6年1月23日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 61 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 62 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 63 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 64 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 65 保安林の指定解除(治山課)
- 66 保安林の指定予定(治山課)
- 67 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 68 道路の区域変更(道路管理課)
- 69 道路の区域変更(道路管理課)
- 70 道路の区域変更(道路管理課)
- 71 道路の供用開始(道路管理課)
- 72 都市計画の変更案の縦覧(都市政策課)
- 73 都市計画の変更案の縦覧(都市政策課)
- 74 港湾法により撤去した船舶等の保管(港湾整備課)

選挙管理委員会告示

- 4 政治資金規正法による政治団体の届出(選挙管理委員会)
- 5 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)
- 6 政治資金規正法による政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)
- 7 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出(選挙管理委員会)
- 8 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨(選挙管理委員会)

人事委員会規則

- 7-5 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

告 示

◎新潟県告示第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和6年1月23日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日

うおぬま矯正歯科クリニック	南魚沼市浦佐918番地1	育成医療・更生医療 (歯科矯正に関する医療)	令和6年1月1日
---------------	--------------	---------------------------	----------

◎新潟県告示第62号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和6年1月23日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
すまいる薬局	五泉市太田976-1	育成医療・更生医療	令和6年1月1日

◎新潟県告示第63号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和6年1月23日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
ドラッグトップス古正寺薬局	長岡市古正寺町20番地1	育成医療・更生医療	令和6年1月1日
クスリのアオキ藤巻薬局	上越市藤巻5番8号	育成医療・更生医療	令和6年1月1日
両津薬局	佐渡市浜田179-3	育成医療・更生医療	令和6年1月1日
五泉訪問看護ステーション	五泉市太田489番地1	育成医療・更生医療	令和6年1月1日

◎新潟県告示第64号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年1月23日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
すまいる薬局	五泉市太田976-1	育成医療・更生医療	令和6年1月1日

◎新潟県告示第65号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年1月23日

新潟県知事 花角 英世

1 解除保安林の所在場所

新潟県長岡市寺泊磯町7411の4・7411の7・7411の10・7411の12・7416の4・7416の17から7416の22まで・7432の3・7432の15から7432の25まで・7432の34から7432の38まで・7432の50（以上29筆について次の図に示す部分に限る。）、7416の23、7432の4、7432の28から7432の33まで、寺泊白岩7388の58から7388の61まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第66号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年1月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市松之山天水越字滝ノ前4912の1、4912の2、4913の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第67号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営真人北部若柘地区区画整理(農地環境整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月23日

新潟県長岡地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年1月24日から令和6年2月21日まで

3 縦覧に供する場所

小千谷市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴

えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和6年1月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市伊達甲979番3から	新	17.5～23.6メートル	292.5メートル
同市伊達甲1047番5まで	旧	17.0～23.6メートル	292.5メートル

◎新潟県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和6年1月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市北鑑坂2043番1から	新	(A) 8.5～109.0メートル	13,315.0メートル
同市八箇壬10番1まで		(B) 12.0～103.0メートル	1,436.0メートル
十日町市新宮甲1225番2から	旧	8.5～109.0メートル	13,315.0メートル
同市伊達甲2025番1まで			
十日町市北鑑坂2043番1から	旧	8.5～109.0メートル	13,315.0メートル
同市八箇壬10番1まで			

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 国土交通大臣の権限代行区間の区域変更
- 3 路線の重用
一部区間県道小千谷十日町津南線、県道十日町川西線と重用

◎新潟県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年1月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 一村尾六日町線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市青木新田字前田45番5から	新	6.4～9.2メートル	69.7メートル
同市青木新田字前田33番4まで	旧	5.8～6.4メートル	70.8メートル

◎新潟県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年1月23日

新潟県知事 花角 英世

1 路線名 県道 一村尾六日町線

2 供用開始の区間

南魚沼市青木新田字前田45番5から同市青木新田字前田33番4まで

3 供用開始の期日 令和6年1月23日

◎新潟県告示第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和6年1月23日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類

新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

2 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 令和6年1月23日

至 令和6年2月6日

(2) 場所

ア 新潟市東区竹尾2丁目2番80号（〒950-8716）

新潟県新潟地域振興局地域整備部

イ 新潟市秋葉区新津4524-1（〒956-8625）

新潟県新潟地域振興局新津地域整備部

ウ 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）

新潟県新発田地域振興局地域整備部

エ 新潟市中央区古町7番町1010番地古町ルフル5階（〒951-8554）

新潟市役所（ふるまち庁舎）都市政策部都市計画課

オ 新発田市中央町5丁目2番13号（〒957-0053）

新発田市役所（地域整備庁舎）地域整備課

カ 北蒲原郡聖籠町諏訪山1635-4（〒957-0192）

聖籠町役場ふるさと整備課

3 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名（法人その他の団体にあつては、名前及び代表者の氏名）、住所及び電話番号、（利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類）を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

4 意見書を提出できる者

新潟市、新発田市、聖籠町の住民及び利害関係人

- 5 意見書の提出期限
令和6年2月6日(必着)

◎新潟県告示第73号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和6年1月23日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類

新潟都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 新潟都市計画市街化区域

ア 追加する部分

新発田市富塚町1丁目、2丁目、3丁目の各一部

新発田市東新町4丁目の一部

北蒲原郡聖籠町大字蓮野字長峰山、蓮潟字長峰山の各一部

イ 削除する部分

なし

(2) 新潟都市計画市街化調整区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

新発田市富塚町1丁目、2丁目、3丁目の各一部

新発田市東新町4丁目の一部

北蒲原郡聖籠町大字蓮野字長峰山、蓮潟字長峰山の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 令和6年1月23日

至 令和6年2月6日

(2) 場所

ア 新潟市東区竹尾2丁目2番80号(〒950-8716)

新潟県新潟地域振興局地域整備部

イ 新潟市秋葉区新津4524-1(〒956-8625)

新潟県新潟地域振興局新津地域整備部

ウ 新発田市豊町3丁目3番2号(〒957-8511)

新潟県新発田地域振興局地域整備部

エ 新潟市中央区古町7番町1010番地古町ルフル5階(〒951-8554)

新潟市役所(ふるまち庁舎)都市政策部都市計画課

オ 新発田市中央町5丁目2番13号(〒957-0053)

新発田市役所(地域整備庁舎)地域整備課

カ 北蒲原郡聖籠町諏訪山1635-4(〒957-0192)

聖籠町役場ふるさと整備課

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名(法人その他の団体にあっては、名前及び代表者の氏名)、住所及び電話番号、(利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類)を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

新潟市、新発田市、聖籠町の住民及び利害関係人

6 意見書の提出期限

令和6年2月6日(必着)

◎新潟県告示第74号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定により撤去した船舶及びその係留、固縛及び保管に用いられる物品（以下「船舶等」という。）について、同条第3項の規定により保管したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和6年1月23日

新潟県長岡地域振興局長 伊野智彦

1 保管した船舶等の名称又は種類、形状及び数量等

船舶等の名称又は種類、形状及び数量	放置されていた場所	撤去した日時	保管を始めた日時
ボート 48艘	寺泊港中央ふ頭	令和5年12月13日 午前9時5分 ～午後2時19分	令和5年12月13日 午前9時15分 ～午後2時29分
ボート 10艘	寺泊港中央ふ頭	令和5年12月14日 午前8時30分 ～午前10時35分	令和5年12月14日 午前8時40分 ～午前10時45分
ボート 4艘	寺泊港西ふ頭	令和5年12月14日 午前9時50分 ～午前10時20分	令和5年12月14日 午前10時 ～午前10時30分
ボート 2艘	寺泊港東ふ頭	令和5年12月14日 午前10時48分	令和5年12月14日 午前10時58分
ボート 2艘	寺泊港中央ふ頭	令和5年12月15日 午前10時5分	令和5年12月15日 午前10時15分
ボート 3艘	寺泊港西ふ頭	令和5年12月15日 午前10時40分 ～午前11時19分	令和5年12月15日 午前10時50分 ～午前11時29分

2 船舶等の保管の場所

新潟県長岡市寺泊白岩地内 新潟県長岡地域振興局与板維持管理事務所資材置場

3 保管した船舶等の返還

(1) 返還期限

- ア 令和6年6月13日（保管を始めた日が令和5年12月13日のもの）
- イ 令和6年6月14日（保管を始めた日が令和5年12月14日のもの）
- ウ 令和6年6月17日（保管を始めた日が令和5年12月15日のもの）

(2) 返還の申出及び問合せ先

長岡市沖田2丁目173-2

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課行政第2係

電話 0258-38-2639

(3) 費用負担

船舶等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該船舶等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

4 保管した船舶等一覧簿の閲覧

港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第33条第2項の規定に基づき、保管した船舶等の一覧簿を3(2)において閲覧に供する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和6年1月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党新潟県新潟市北区第二支部	飯野晋	羽賀睦	新潟県新潟市北区葛塚3312-1	R5. 12. 04
自由民主党新潟県燕市西蒲原郡第一支部	堀勝重	坪谷智美	新潟県燕市小古津新1597番地	R5. 12. 22
自由民主党新潟県新潟市中央区第五支部	内山航	長谷川卓	新潟県新潟市中央区米山5-14-11 タカサワビル2階	R5. 12. 27

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
くまくら隆将後援会	熊倉隆将	熊倉隆将	新潟県上越市中門前2-4-7	R5. 12. 14
佐藤のりあき後援会	小田幸男	佐藤明子	新潟県村上市日下572番地	R5. 12. 08
滝沢よういち後援会	滝澤陽一	新部直彦	新潟県上越市柿崎区馬正面1335番地	R5. 12. 05
牧井くにお後援会	牧井邦生	牧井邦生	新潟県上越市春日野2-1-15	R5. 12. 19

◎新潟県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年1月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党新潟県連合	小山芳元	会計責任者の氏名	吉田裕史	渡辺英明	R5. 12. 01
自由民主党林業支部	村松二郎	会計責任者の氏名	今井良樹	林庸治	R5. 06. 01

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

幸福実現党 佐渡後援会	清野山陽介	代表者の氏名	清野山陽介	生越寛明	R5. 05. 23
		会計責任者の 氏名	清野山陽介	生越寛明	R5. 05. 23
こばやし保 夫後援会	小林輝代	代表者の氏名	小林輝代	小林保夫	R5. 04. 21
佐藤伸広後 援会	佐藤伸広	会計責任者の 氏名	佐藤恒	佐藤功	R5. 05. 11
上越未来政 策研究会	齋藤弥	代表者の氏名	齋藤弥	齋藤正信	R5. 11. 09
		会計責任者の 氏名	小川龍宇也	齋藤雅史	R5. 11. 09
住安やすい ち後援会	住安康一	会計責任者の 氏名	木島進	中町正人	R5. 12. 06

◎新潟県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年1月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
荒城彦一後援会	服部武人	R5. 04. 30
NHKから国民を守る党	大桃聰	R5. 12. 15
笠原晴彦後援会	阪田憲史	R5. 12. 05
片桐なおみを支援する会	中澤富美子	R5. 11. 30
木村貞雄後援会	平山利之	R5. 12. 19
吉川美貴後援会	工藤泰則	R5. 12. 14
県民に開かれた県議会を実現する会	樋口秀敏	R5. 11. 30
こばやし保夫後援会	小林輝代	R5. 04. 21
佐藤とよみ後援会	山口明	R5. 05. 01
三条夢倶楽部	宮下奈緒	R5. 11. 07
佐藤伸広後援会	佐藤伸広	R5. 12. 07
榮える会	高倉栄	R4. 12. 31
さとうのりこ後援会	佐藤紀子	R5. 12. 27
たかくらさかえ後援会	高橋善成	R4. 12. 31
野口忍後援会	野口忍	R2. 12. 31
民主ながおか	佐藤伸広	R5. 12. 07
みつけはなずみ英世後援会	関三郎	R5. 12. 08
横田せいや後援会	横田聖也	R5. 12. 01

◎新潟県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年1月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
高倉栄	栄える会	R4. 12. 31
佐藤伸広	民主ながおか	R5. 12. 07

(2) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
小林輝代	こばやし保夫後援会	R5. 04. 21

◎新潟県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和2年分 (単位 円)
[その他の政治団体]

野口忍後援会

報告年月日 05. 12. 26(02. 12. 31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和4年分

[資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く。)]

こばやし保夫後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

小林 保夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類

指定都市議会議員

報告年月日 05. 12. 21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

[その他の政治団体]

佐藤とよみ後援会

報告年月日 05. 12. 27

1 収入総額	376, 487
前年繰越額	140, 487
本年收入額	236, 000
2 支出総額	206, 517
3 本年收入の内訳	

寄附	236,000	
個人分	200,000	
政治団体分	36,000	
4 支出の内訳		
経常経費	206,517	
光熱水費	118,128	
備品・消耗品費	8,347	
事務所費	80,042	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
佐藤豊美	200,000	新潟市東区
〔政治団体分〕		
年間5万円以下のもの	36,000	

令和5年分

〔資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）〕

こばやし保夫後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 05.12.21(05.04.21解散)

小林 保夫
 指定都市議会議員

1 収入総額	0
2 支出総額	0

民主ながおか

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 05.12.11(05.12.07解散)

佐藤 伸広
 県議会議員

1 収入総額	1,396,261
前年繰越額	1,396,255
本年收入額	6
2 支出総額	583,000
3 本年收入の内訳	
その他の収入	6
1件10万円未満のもの	6
4 支出の内訳	
政治活動費	583,000
寄附・交付金	583,000

〔その他の政治団体〕

荒城彦一後援会

報告年月日 05.12.20(05.04.30解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

NHKから国民を守る党

報告年月日 05.12.19(05.12.15解散)

1 収入総額	562,046
前年繰越額	562,046
2 支出総額	562,046

3 支出の内訳	
經常経費	517,046
人件費	302,446
光熱水費	58,200
備品・消耗品費	132,400
事務所費	24,000
政治活動費	45,000
組織活動費	45,000
 笠原晴彦後援会	
報告年月日 05.12.05(05.12.05解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
 片桐なおみを支援する会	
報告年月日 05.12.12(05.11.30解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
 木村貞雄後援会	
報告年月日 05.12.20(05.12.19解散)	
1 収入総額	10,040
前年繰越額	1,040
本年收入額	9,000
2 支出総額	8,500
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (9人)	9,000
4 支出の内訳	
政治活動費	8,500
組織活動費	8,500
 吉川美貴後援会	
報告年月日 05.12.14(05.12.14解散)	
1 収入総額	9,388,052
前年繰越額	269,916
本年收入額	9,118,136
2 支出総額	9,388,052
3 本年收入の内訳	
寄附	9,118,136
個人分	9,118,136
4 支出の内訳	
經常経費	6,587,737
人件費	1,780,025
光熱水費	240,679
備品・消耗品費	1,157,781
事務所費	3,409,252
政治活動費	2,800,315
組織活動費	216,685
機関紙誌の発行その他の事業費	2,583,630
宣伝事業費	2,583,630
5 寄附の内訳	

〔個人分〕

吉川美貴	7,943,136	村上市
吉川真嗣	1,000,000	村上市
藤巻元雄	100,000	新潟市中央区
年間5万円以下のもの	75,000	

県民に開かれた県議会を実現する会

報告年月日 05.12.05(05.11.30解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

佐藤とよみ後援会

報告年月日 05.12.27(05.05.01解散)

1 収入総額	169,970
前年繰越額	169,970
2 支出総額	69,092
3 支出の内訳	
経常経費	53,087
光熱水費	43,843
事務所費	9,244
政治活動費	16,005
その他の経費	16,005

三条夢倶楽部

報告年月日 05.11.20(05.11.07解散)

1 収入総額	492,528	
前年繰越額	396,926	
本年收入額	95,602	
2 支出総額	297,408	
3 本年收入の内訳		
寄附	95,600	
政治団体分	95,600	
その他の収入	2	
1件10万円未満のもの	2	
4 支出の内訳		
政治活動費	297,408	
選挙関係費	282,960	
機関紙誌の発行その他の事業費	14,448	
機関紙誌の発行事業費	14,448	
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
TU-21	54,000	新潟市中央区
年間5万円以下のもの	41,600	

佐藤伸広後援会

報告年月日 05.12.11(05.12.07解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

さとうのりこ後援会

報告年月日 05.12.27(05.12.27解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

みつけはなずみ英世後援会

報告年月日 05.12.11(05.12.08解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

横田せいや後援会

報告年月日 05.12.28(05.12.01解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

人事委員会規則

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年1月23日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第7-5号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の定年等に関する規則（規則第7-4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（特定管理監督職群を構成する管理監督職）</p> <p>第10条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。</p> <p>(1) <u>県立特別支援学校及び市町村立学校の特定管理監督職群</u> <u>県立特別支援学校及び市町村立学校の校長</u></p> <p>(2) <u>県立高等学校及び県立中等教育学校の特定管理監督職群</u> <u>県立高等学校及び県立中等教育学校の校長並びに人事委員会が別に定める職</u></p>	<p style="text-align: center;">（特定管理監督職群を構成する管理監督職）</p> <p>第10条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、<u>県立特別支援学校及び市町村立学校の校長の職</u>とする。</p>